

協議第 5 号

条例・規則等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	14 条例・規則等の取扱い
<p>条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう、次の区分により整備する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 合併時に、町長職務執行者の専決処分等により即時制定し、施行させる必要があるもの2 合併後においても、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの3 合併後において、逐次制定し、施行させることとするもの	

「協議第5号 条例・規則等の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議事項	14 条例・規則等の取扱い
調整の内容	<p>条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう、次の区分により整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 合併時に、町長職務執行者の専決処分等により即時制定し、施行させる必要があるもの 2 合併後においても、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 3 合併後において、逐次制定し、施行させることとするもの

条例・規則等の整備方針

新町発足時には、幕別町、更別村及び忠類村の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新町において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。なお、条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう、以下の区分により整備するものとする。

施行の方法による区分

- 1 合併時に、町長職務執行者の専決処分等により即時制定し、施行させる必要があるもの
 新設合併であるため、新町の発足とともに従来の条例・規則等は、すべて効力を失うこととなる。そのため、新町において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。
 制定手続による分類
 条例...町長職務執行者の専決処分により制定し施行する。(地方自治法第179条第1項)
 規則、訓令、その他...町長職務執行者の職権により制定し施行する。(地方自治法第15条第1項)
 具体例：事務所の位置を定める条例、休日を守る条例、行政組織規則、財務規則 など
- 2 合併後においても、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
 新町の条例・規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則を新町の条例・規則として引き続き施行させる。(地方自治法施行令第3条)
- 3 合併後において、逐次制定し、施行させることとするもの
 ア 町長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの(議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等)
 イ 新町発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの
 具体例：議会委員会条例、議会事務局設置条例、議会会議規則、教育委員会会議規則、名誉町民条例、表彰条例 など

現 況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
条例等の制定状況 条 例 202本 規 則 181本 その他（規程、要綱等） 302本 計 685本	条例等の制定状況 条 例 173本 規 則 125本 その他（規程、要綱等） 142本 計 440本	条例等の制定状況 条 例 150本 規 則 114本 その他（規程、要綱規約等） 120本 計 384本	

条例・規則の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（条例）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

（第3項 省略）

（規則）

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

（第2項 省略）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

先進事例

ささやまし 篠山市（兵庫県）

- (1) 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等については、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。
- (2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

西東京市（東京都）

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの

合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

合併後、逐次制定し、施行させるもの

さいたま市（埼玉県）

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。

おおさきかみじまちょう 大崎上島町（広島県）

新町における条例、規則等の取扱いについては、次のとおり調整する。

3町に共通して制定され、かつ内容に差異のないものについては、現行の例により新町において制定するものとする。

3町ともに制定しているが、内容に差のあるもの及び2町又は1町のみで制定されているものについては、事務事業の調整内容等をもとに整備するものとする。

やまがたし 山県市（岐阜県）

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障がないよう整備するものとする。